

壱岐市特定居住促進計画

令和8年2月24日策定

自治体名	長崎県壱岐市	計画期間	令和7年度～令和11年度
------	--------	------	--------------

1. 特定居住促進区域

壱岐市芦辺町芦辺浦地区・瀬戸地区



長崎県・壱岐市位置図
(地図：全国都市計画GISビューアより)



壱岐市全図
(地図：全国都市計画GISビューアより)



壱岐市芦辺町芦辺浦地区・瀬戸地区
(地図：全国都市計画GISビューアより)

市営大久保団地
(瀬戸地区)



ACB Living
(芦辺浦地区)



2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

(1) 基本方針

離島でありながら島内全域に光ファイバー回線のブロードバンド網が整備されているデジタル環境を活かして二地域居住事業を促進し、二地域居住者の受入れによって、本市の最上位計画である第4次壱岐市総合計画に掲げる「2050年人口2万人の維持」を達成するため、移住者の増加を目指します。

離島という環境におけるデメリットとして、二地域居住者の本市までの移動手段の手配や移動費用の問題がありますが、航空事業者や航路事業者、地域交通事業者等と連携し、二地域居住者が移動手段の手配等を能動的に行い、お手頃な費用負担で来島できる仕組みを構築します。

二地域居住の受入れに向けては、快適なりモトワークと島ならではの体験ができるように滞在環境を整備するとともに、市民や移住者との交流会を開催します。

一方、二地域居住者には、壱岐市の豊かな自然の中で働くことと併せて、市民との交流や島ならではの体験を積極的に楽しんでもらうことで、島暮らしに対してポジティブなイメージを持ってもらい、本市の魅力を都市部に伝える潜在的なスポークスパーソンの存在になってもらうことを期待しつつ、二地域居住者自身およびその家族や友人等の移住にも繋がることを期待します。

また、本市の主要な産業である一次産業や観光関連産業等の慢性的な人的資源の不足を補完する役割のほか、異業種交流等による地域社会のDX化の推進などの市の課題解決に、二地域居住者に関わっていただく仕組みづくりを行います。

(2) 目標

- ・令和8年度以降、毎年10名の二地域居住者の獲得を目指す。

※二地域居住者：壱岐出身者または壱岐市へのふるさと納税者（年間5万円以上）で、以下のいずれかの要件を満たす者

- ①壱岐市に年間6回以上来島しかつ通算して40日以上滞在している者
- ②壱岐市でボランティア活動や地域行事等に参加している者

- ・二地域居住者以外の移住者についても年間100名以上の獲得を目指す。

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1)特定居住拠点施設

No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	事務所	ACB Living （コワーキングスペース）	壱岐市芦辺町芦辺浦288	都市計画区域外	整備済	(株)Colere	令和3年
2	住宅施設	市営大久保団地 （お試し居住施設）	壱岐市芦辺町瀬戸浦360-1	都市計画区域外	改築	特定居住支援法人	令和8年10月以降

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

なし

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- 二地域居住者の移動（来島及び市内）及び滞在（住まい）に関する支援制度の整備
- 二地域居住地としての壱岐市の情報発信（SNS、市ホームページ、移住者向けウェブサイトなど）
- 二地域居住に向けた（エア）トランスポートのシステム整備
- 二地域居住者向け交流事業の実施
- 二地域居住者が地域活動（ボランティア等）に参加・従事したことを証明する制度の整備

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

なし

7. その他

(1)都道府県知事への意見聴取：令和8年 2月13日

(2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項

芦辺地区まちづくり協議会への説明及び意見聴取：令和8年1月20日

瀬戸地域まちづくり協議会への説明及び意見聴取：令和8年2月19日